

(i)第1期

2 感染拡大の経過と対応、患者数の推移

(1) 感染拡大の経過と対応

② 期別

(i) 第1期 (令和2 (2020) 年1月～令和3 (2021) 年12月) 従来株からデルタ株の流行期【第1波～第5波】	
感染状況等	<p>○市の最大患者数：25人/日（令和3 (2021) 年8月20日）</p> <p>○令和2 (2020) 年7月29日に市内初の患者を確認（第2波）</p> <p>○4店が関係する飲食店等クラスター（市内初）が発生（令和2 (2020) 年11月）、市内において感染源の推定が困難な事例が連続して発生（第3波）</p> <p>○令和3 (2021) 年4月に、市内中心部の接待を伴う飲食店やカラオケを設置した飲食店に関連した感染例、クラスターが多発（第4波）</p> <p>○従来株よりも感染力の強い変異株（アルファ株）が発生、令和3 (2021) 年6月には従来株からの置き換わりが進行（第4波）</p> <p>○令和3 (2021) 年8月には、感染力が強く重症化リスクの高い変異株（デルタ株）への置き換わりが急速に進行、デルタ株では、従来かかりにくいとされた30代以下の若い世代が約6割を占め、感染者数の増加を底上げ（第5波）</p>
市の取組	<p>1 感染対策</p> <p>○まん延防止への取組</p> <ul style="list-style-type: none">・検査を通じた患者と濃厚接触者の特定や、隔離により丁寧な囲い込みを実施・県の方針により患者の全例入院を実施・行政検査を集中的に実施するため、盛岡医療圏の関係機関と調整を行い、「地域外来・検査センター」を設置・重症化リスクの高い高齢者施設クラスターへの対応（検査計画の策定、必要な資器材の確認・補充、入所者及び施設職員の日々の健康観察、施設の状態によっては、県のタスクフォースの協力を得た）・患者の増加に対応し、入院医療機関への移送業務を外部委託・市民へ3密の回避と基本的感染対策の徹底を要請・急激な感染拡大時に、県知事、市長共同記者会見により感染拡大防止を強く要請・感染拡大防止のため、市主催イベントの自粛、市施設の休館などを実施

(i)第1期

(i) 第1期（令和2（2020）年1月～令和3（2021）年12月） 従来株からデルタ株の流行期【第1波～第5波】	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">・接待を伴う飲食店からのクラスターが散発したことから、感染状況の確認、早期収束を目的に、岩手県と共同し、市内中心部飲食店従業員等を対象とした「もりおか臨時PCR検査ステーション」を設置・無症状患者の早期発見による感染拡大防止のため「PCR検査センター」をプラザおでつに設置・マスクを購入し、備蓄又は社会福祉施設や妊婦等の配慮が必要な施設、人に配布 <p>2生活支援</p> <ul style="list-style-type: none">○まん延防止<ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館・児童センター等の衛生用品の購入等を支援するため、運営事業者に支払う委託料等を加算・新型コロナウイルス感染症対策のため、児童手当現況届用返信用封筒を同封・新型コロナウイルス感染症対策のため、放課後児童クラブ、児童館・児童センターのハンドル式水道蛇口をレバー化・児童やその保護者との接触がある児童福祉施設職員について、定期的にPCR検査を実施○相談体制<ul style="list-style-type: none">子ども食堂における支援対象児童等見守り体制強化を図るため、補助を実施○市民の生活を守るための経済的支援<ul style="list-style-type: none">・低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給・高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給・保育園・幼稚園の送り迎え、産前産後の家事、軽い病気の子どもの託児などを行うファミリー・サポート・センター事業の利用料減免・小学校の臨時休校等に伴い、午前中から児童の預かりを行った児童館・児童センター、児童クラブ等運営事業に対する運営に係る指定管理料等を加算・児童扶養手当受給世帯に対する特別給付金を支給（令和2年度のみ）

(i)第1期

(i) 第1期（令和2（2020）年1月～令和3（2021）年12月） 従来株からデルタ株の流行期【第1波～第5波】	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親世帯に対し臨時特別給付金を支給・放課後児童クラブ及び児童センターの放課後児童支援員、児童厚生員、その他運営に携わった職員に対する一時金（プレミアム付商品券）を支給・子ども食堂の運営費に対して助成 <p>○雇用の維持に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none">・経済状況の悪化や離職などの影響を受けているひとり親の就業支援として、市が会計年度任用職員として雇用するとともに、雇用期間中の就職活動を行う時間を提供し、次の安定した就業への移行を支援 <p>3 経済対策</p> <p>○雇用の維持と事業の継続への取組</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者の資金繰り対策として、保証料や利子分の補給を実施・中小・小規模事業者の事業継続や雇用継続に係る支援金の給付や家賃補助を実施したほか、観光関連事業者や畜産農家への支援金を給付・アルバイト収入が減少した大学生等への生活安定支援、ひとり親家庭の就業支援の実施 <p>○経済活動の回復に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none">・プレミアム付商品券発行、地域電子マネー「MORIOペイ」のポイント還元キャンペーン、プレミアム付き応援チケット（モリオ☆エール）等を実施・外出自粛により厳しい状況にある観光事業者に向けた「盛岡の宿応援割」や、公共交通事業者へ向けた支援金の給付、交通系 IC カードシステム導入補助の実施 <p>4 教育</p> <p>○学校の一斉臨時休業への対応（令和3年2月）</p> <ul style="list-style-type: none">・準備が整った学校から、一斉休業を実施・規模縮小等感染対策を施しての卒業式の実施 <p>○学校における感染症対策を徹底した上での新年度再開（令和3年4月）</p> <ul style="list-style-type: none">・マスク着用を始めとする感染症対策を施した上での学校再開・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）による感染症対策の実施

(i)第1期

(i) 第1期 (令和2 (2020) 年1月~令和3 (2021) 年12月) 従来株からデルタ株の流行期【第1波~第5波】	
市の取組	<p>5 保育</p> <ul style="list-style-type: none">○保育施設職員への一時金 (プレミアム付商品券) 支給<ul style="list-style-type: none">・保育施設において、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら保育を行っている保育士や、その運営に携わった職員に対し、慰労の一時金として、プレミアム付商品券を支給○保育所等新型コロナウイルス感染症対策継続支援事業費補助金<ul style="list-style-type: none">・保育所等及び延長保育事業等を実施した施設において新型コロナウイルス感染症の発生を予防するための体制を整備し、かつ、事業の継続を図るため、保育所等及び延長保育事業等を実施する施設において感染予防等事業及び業務継続事業を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付○児童福祉施設等職員向け新型コロナウイルス感染症に係る定期検査<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染所の感染拡大防止のため、早期に患者を発見し、施設内での感染拡大を防ぐことを目的とし、施設職員に対し定期的なPCR検査を実施○児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策水栓改修事業補助金<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の発生を予防する体制を整備するため、児童福祉施設等において水栓改修を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付○保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業給付金<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度 (月額9,000円相当) 引き上げるための措置を実施する私立保育施設等に対し、補助金を支給○副食費物価高騰対策支援金<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍における物価高騰による影響を受ける私立保育所等の副食費について、事業継続に必要な費用の一部について支援○保育の実施における取組<ul style="list-style-type: none">・園児・保護者・職員の検温の徹底・給食は、パーティションを使用し、園児は離れて着席、また、保

(i)第1期

(i) 第1期（令和2（2020）年1月～令和3（2021）年12月） 従来株からデルタ株の流行期【第1波～第5波】	
市の取組	<p>育士と一緒に食事はしないなど感染拡大の防止のために徹底、また、園児の座席指定と、園児が着席していた席を把握（濃厚接触者の特定のため）</p> <ul style="list-style-type: none">・午睡時は、頭と足を交互に布団を敷く対策を実施、また、園児が午睡する場所も決めた場所で午睡を徹底・クラス単位での活動を主とし、行事も時間を短縮して実施するように工夫・感染者が発生した場合や濃厚接触者の特定などに備え、保育士の1日の動きの記録を保管・二酸化炭素濃度を測定しながら、換気を徹底・保護者の送迎は保育室に入室しないように工夫
ワクチン関連	<p>1 ワクチン接種開始</p> <ul style="list-style-type: none">○医療従事者（令和3（2021）年3月）○65歳以上の入院、入所者（令和3（2021）年4月）○90歳以上の方（令和3（2021）年5月）○85歳以上、80歳以上、65歳以上の方（令和3（2021）年6月）○基礎疾患を有する方、60歳以上の方（令和3（2021）年7月）○12歳以上の方（令和3（2021）年9月）○第1期追加接種（12歳以上）（令和3（2021）年12月） <p>2 円滑なワクチン接種への取組</p> <ul style="list-style-type: none">○集団接種（第1期）（令和3（2021）年6月～8月）：津志田小学校、北松園小学校、盛岡タカヤアリーナ○集団接種（第2期）（令和3（2021）年9月～12月）：SGプラザ、岩手大学○盛岡市医師会と協力し、各医療機関への説明、協力依頼を実施○接種会場の問い合わせや電話予約に対応するため、コールセンターを設置○ワクチン接種予約システムを構築（LINE、WEB、電話による受付。医療機関も閲覧、修正可能。）
成果と課題	<p>1 感染対策</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・調査や行政検査による感染の封じ込めをすることで、重症化リスクの高い施設への感染拡大を最小限に抑えることができた。・高齢者施設の集団発生が少なかった要因は、人流が抑えられてい

(i)第1期

(i) 第1期（令和2（2020）年1月～令和3（2021）年12月） 従来株からデルタ株の流行期【第1波～第5波】	
成果と課題	<p>たことや飲食店利用の規制、個々の感染対策の意識の高さ、家庭内感染が少なかったことによると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・マスクや手袋などの衛生用品を社会福祉施設や妊婦等の配慮が必要な施設や人に配布することにより、重症化リスクの高い施設への感染拡大を最小限に抑えることができた。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・市民からの多数の相談、問合せへの対応、行政検査、積極的疫学調査などにより保健所職員の負担が増大し、人員不足と職員の健康管理が課題となった。 <p>2生活支援</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた放課後児童クラブ等の委託料を上乗せ加算することで、運営の継続を支援することができた。・衛生用品の購入費を加算し、十分に衛生用品が配備されるようにしたことで、新型コロナまん延防止を徹底することができた。・現況届用返信用封筒を同封して提出を依頼することで、窓口受付への集中を避けることができ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に寄与することができた。・水道蛇口のレバー化により、不特定多数が触れることによる感染リスク低減に寄与した。・児童やその保護者との接触がある児童福祉施設職員について、定期的にPCR検査を実施することで早期に感染者を発見し、児童福祉施設を利用する児童等への感染拡大を防ぐことができた。・子ども食堂と連携し、子どもの見守り体制強化に寄与した。・低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給することで経済的な負担減に寄与した。・子育て世帯へ給付金を支給することで、経済的な負担減へ寄与した。・指定管理料等の加算により児童センター、放課後児童クラブを開所することができ、臨時休校中の児童の居場所の確保に寄与した。・ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）に対し、給付金を支給することで、経済的な負担減に寄与した。

(i)第1期

(i) 第1期（令和2（2020）年1月～令和3（2021）年12月） 従来株からデルタ株の流行期【第1波～第5波】	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親等の就業支援により、任用者のうち 20 名の再就職先が決まり相当の成果があった。再就職が決まった者からは、本制度により心に余裕を持ちながら就職活動ができたとの評価を得た。○課題<ul style="list-style-type: none">・子ども食堂において、気になる児童について関係機関で情報の共有が難しく、今後の改善点となっている。3 経済対策<ul style="list-style-type: none">○成果<ul style="list-style-type: none">・感染拡大により特に大きな影響を受けている中小・小規模事業者等の経済的負担の軽減や事業継続、雇用の維持に繋がった。・市民の消費喚起や利便性向上、新たな需要の取り込み等により、地域経済の活性化が図られた。○課題<ul style="list-style-type: none">・国の臨時交付金を活用しており、追加交付の時期や金額が判明し次第、短期間で事業化・準備・周知する必要があったため、担当課及び受託業者の業務負担が増大した。4 教育<ul style="list-style-type: none">○成果<ul style="list-style-type: none">・児童生徒及び教職員の感染者（濃厚接触者含む）数が増加する中で、適切に学級、学年、学校閉鎖措置を行うなど、感染拡大防止の体制を構築することができた。○課題<ul style="list-style-type: none">・校内の濃厚接触者の特定に時間を要するため、学校から家庭への閉鎖等の連絡が遅れる場合があり、保護者や関係施設等に影響を与えた。5 保育<ul style="list-style-type: none">○成果<ul style="list-style-type: none">・様々な取組により、児童福祉施設内の感染拡大を極力抑えられた。・感染対策を徹底することにより、児童福祉施設等職員の衛生面の意識、対策力や危機管理能力が高まった。・定期 PCR 検査により、児童福祉施設等職員が安心して働くことができた。○課題<ul style="list-style-type: none">・保育の実施については、感染が拡大しても、保育の実施が可能な範

(i)第1期

(i) 第1期（令和2（2020）年1月～令和3（2021）年12月） 従来株からデルタ株の流行期【第1波～第5波】	
成果と課題	<p>困で施設の開所を継続しなければならなかったため、通常時より、配慮する点が多く、保育をする職員の負担が大きかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・抗原検査キットの配備が少ししかできず、保育所等においては、保育を継続するため、抗原検査キットの配備は必須であり、十分な量が確保できないことが課題となった。・医師が診察した際の児童の体調と、その後、登園してきた児童の体調に変化（熱が上がるなど）があった場合、各施設では、医師の指示どおり、そのまま登園させていいか判断することが困難であった。・濃厚接触者となった園児が登園できなくなると、保護者も仕事を休まざるを得ない状況への説明の難しさや、仕事ができないことへの補償について、各施設で対応不可な状況だった。・濃厚接触者の特定する判断基準が、明確ではないため、施設の安全を確保するためには、濃厚接触者となった園児が休むことは必要であったが、判断が難しかった。・職員の休みとなる土日等の感染者等への対応が、職員が交代で行う業務量を超えていたため負担が大きかった。

(ii)第2期

(ii) 第2期：令和4（2022）年1月～令和4年9月 オミクロン株による流行期【第6波～第7波】	
感染状況等	<p>○市の最大患者数：600人/日（令和4（2022）年8月10日）</p> <p>○令和4（2022）年1月から、これまでで最も感染力の強い変異株（オミクロン株）により、クラスターや経路不明患者が短期間で著増（第6波）</p> <p>○保健所の調査体制等がひっ迫し、ウイルス検出に基づく丁寧な囲い込みは困難になり、また、これまで通りの丁寧な囲い込みでは欠勤により社会機能の維持が困難になるため、社会経済を回すために濃厚接触者の自宅待機期間の大幅短縮等が示され、流行の制御は極めて困難に</p> <p>○オミクロン株は、潜伏期間が短いこと、感染力が強いことにより、感染拡大が速く、また、軽症者の割合が高く、子供から大人への家庭内感染が多いため自宅療養者が圧倒的に多くを占めていること、若い世代の患者の占める割合が高く、流行が継続したことが特徴</p> <p>○令和4（2022）年8月に患者数が最大を記録（第7波）</p> <p>○感染拡大に伴い、対応が困難となるほどの想定を超えた業務量の増大</p> <p>○令和4（2022）年9月に国は、「With コロナに向けた新たな段階」へ移行する方針を示し、全数把握見直し（発生届の対象者を重症化リスクの高い4類型に限定）を実施</p>
市の取組	<p>1 感染対策</p> <p>○重症化リスクの高い高齢者等を確実に医療へつなげる。</p> <ul style="list-style-type: none">・積極的疫学調査については、増え続ける患者の全数調査は困難となり、重症化リスクの高い高齢者等に重点化、簡素化、また、濃厚接触者への連絡は患者自身からしてもらうなど状況に合わせて変更・患者の全数入院対応から自宅療養を開始するなどの対応変更・宿泊、自宅療養者の管理・健康観察については、MyHER-SYSを活用して患者自身が実施・クラスターが発生した施設等への助言・指導については、重症化リスクの高い高齢者施設や医療施設に重点化・小中学校、幼稚園、保育園、職場でクラスター対応に施設自身で対応取組めるようマニュアルを整え、研修会を実施・集団管理では、関係各課のリエゾンを配置・患者数が高止まりし、検査キットが不足したため「みなし陽性」の運用開始

(ii)第2期

(ii) 第2期：令和4（2022）年1月～令和4年9月 オミクロン株による流行期【第6波～第7波】	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">・市民へ3密の回避と基本的感染対策の徹底を要請（～令和4（2022）年5月）・市民へ感染予防と社会経済活動の両立を要請（令和4（2022）年6月～） <p>○職員の負担増大、健康管理への取組</p> <ul style="list-style-type: none">・全庁から保健所への応援体制を拡大、保健所7階大ホールへ執務室を設置・作業チーム制を設け業務を効率化 <p>2生活支援</p> <p>○市民の生活を守るための経済的支援</p> <ul style="list-style-type: none">・住民税均等割非課税世帯等に対し、生活と暮らしを支援するため、1世帯当たり10万円の現金を支給・生活困窮世帯に対し、冬季の生活を支える灯油、電気、ガス等のほか、冬季の生活を支える防寒用品や雑貨類等の購入費（1世帯当たり5千円）を助成・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給・高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給・原油価格・物価高騰の影響を受けている子育て世帯への生活支援のため、児童一人あたり1万5千円を給付 <p>○まん延防止への取組</p> <ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館・児童センター等の衛生用品の購入等を支援するため、運営事業者等に支払う委託料等を加算・新型コロナウイルス感染症対策のため、放課後児童クラブ、児童館・児童センターのハンドル式水道蛇口をレバー化・児童やその保護者との接触がある児童福祉施設職員について、定期的にPCR検査を実施 <p>○きめ細やかな相談体制</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども食堂における支援対象児童等見守り体制強化を図るため、補助を実施 <p>○雇用の維持に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症への対応最前線において働く児童館

(ii)第2期

(ii) 第2期：令和4（2022）年1月～令和4年9月 オミクロン株による流行期【第6波～第7波】	
市の取組	<p>職員、母子生活支援施設の職員、地域児童クラブ等の職員の処遇改善のため、給与を3%程度引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none">・離職などの影響を受けているひとり親の就業支援として、市が会計年度任用職員として雇用するとともに、雇用期間中の就職活動を行う時間を提供し、次の安定した就業への移行を支援 <p>3 経済対策</p> <p>○雇用の維持と事業の継続への取組</p> <ul style="list-style-type: none">・流行の長期化に伴い売上げが減少した飲食店等の事業者や観光関連事業者、米農家に対する支援金を給付・市民の子である市外在住の大学生等へ「もりおかエール便」事業、ひとり親家庭の就業支援の実施・休館措置等により減収となった指定管理者に対する支援金の支給 <p>○経済活動の回復に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none">・プレミアム付商品券発行、プレミアム付き応援チケット（モリオ☆エール）等を実施・外出自粛により厳しい状況にある観光事業者に向けた「盛岡の宿応援割」や、公共交通事業者へ向けた支援金の給付、交通系 IC カードシステム導入補助の実施・地域の賑わいと地域経済の回復に向けた芸術文化活動、祭り、イベント開催の支援 <p>4 教育</p> <p>○学校における感染症対策の徹底と行事等の再開</p> <ul style="list-style-type: none">・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）による感染症対策を講じた上で、それまで中止や規模縮小により実施していた各学校行事を、段階的に従来の体制で実施 <p>5 保育</p> <p>○保育所等新型コロナウイルス感染症対策継続支援事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none">・保育所等及び延長保育事業等を実施した施設において新型コロナウイルス感染症の発生を予防するための体制を整備し、かつ、事業の継続を図るため、保育所等及び延長保育事業等を実施する施設において感染予防等事業及び業務継続事業を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付

(ii)第2期

(ii) 第2期：令和4（2022）年1月～令和4年9月 オミクロン株による流行期【第6波～第7波】	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○児童福祉施設等職員向け新型コロナウイルス感染症に係る定期検査事業<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染所の感染拡大防止のため、早期に患者を発見し、施設内での感染拡大を防ぐことを目的とし、施設職員に対し定期的なPCR検査を実施○児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策水栓改修事業補助金<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の発生を予防する体制を整備するため、児童福祉施設等において水栓改修を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付○保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業給付金<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を実施する私立保育施設等に対し、補助金を支給○副食費物価高騰対策支援金<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍における物価高騰による影響を受ける私立保育所等の副食費について、事業継続に必要となる費用の一部について支援
ワクチン関連	<p>1 ワクチン接種開始</p> <ul style="list-style-type: none">○小児（5～11歳）（令和4（2022）年3月）○第2期追加接種（65歳以上、基礎疾患を有する者、医療従事者等）（令和4（2022）年5月）○令和4年秋開始接種（12歳以上、オミクロン株対応）（令和4（2022）年9月） <p>2 円滑なワクチン接種への取組</p> <ul style="list-style-type: none">○集団接種（追加接種）（令和4（2022）年1月～9月）：SGプラザ、盛岡タカヤアリーナ○小児集団接種（令和4（2022）年3月～6月）：SGプラザ
成果と課題	<p>1 感染対策</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・積極的疫学調査の重点化等により、調査の翌日には、医療機関への受診や入院などの療養先の調整が全数でき、確実に医療へつなげた。

(ii)第2期

(ii) 第2期：令和4（2022）年1月～令和4年9月 オミクロン株による流行期【第6波～第7波】	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none">・全庁から保健所への応援体制拡大や業務の委託化、標準化（流れ作業化）等により時間外勤務を大きく抑制した（図1）。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ありふれた身近な疾患として、通常の地域医療体制の中で診られる体制の構築が必要。・オミクロン株流行に伴い、新型コロナウイルス感染症が身近なありふれた疾患になってきても、法令による取組自体は依然としてまん延防止を目標としなければならず、一方で、医療調整、公費負担などが業務において占める割合が高くなり、現場の実情と法的な目標の乖離が生じたことから、職員のモチベーションの低下が危惧された。 <p>2生活支援</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、現金を支給したことにより、即効性が高い生活支援となった。・課税情報を利用し給付対象者にプッシュ型で受給に必要な書類（確認書）を送付することで、迅速な支給を行うことができた。・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた放課後児童クラブ等の委託料を上乗せ加算することで、運営の継続を支援することができた。・衛生用品の購入費を加算し、十分に衛生用品が配備されるようにしたことで、まん延防止を徹底することができた。・水道蛇口のレバー化により、不特定多数が触れることによる感染リスク低減に寄与した。・児童やその保護者との接触がある児童福祉施設職員について、定期的にPCR検査を実施することで早期に感染者を発見し、児童福祉施設を利用する児童等への感染拡大を防ぐことができた。・子ども食堂と連携し、子どもの見守り体制強化に寄与した。・低所得の子育て世帯等に対し、給付金を支給することで経済的な負担減に寄与した。・ひとり親等の就業支援により、任用者のうち10名の再就職先が決まり相当の成果があった。就職が決まった者からは、本制度により心に余裕を持ちながら就職活動ができたとの評価を得た。・放課後児童クラブ等職員の処遇改善を行い、運営の継続を支援することができた。

(ii)第2期

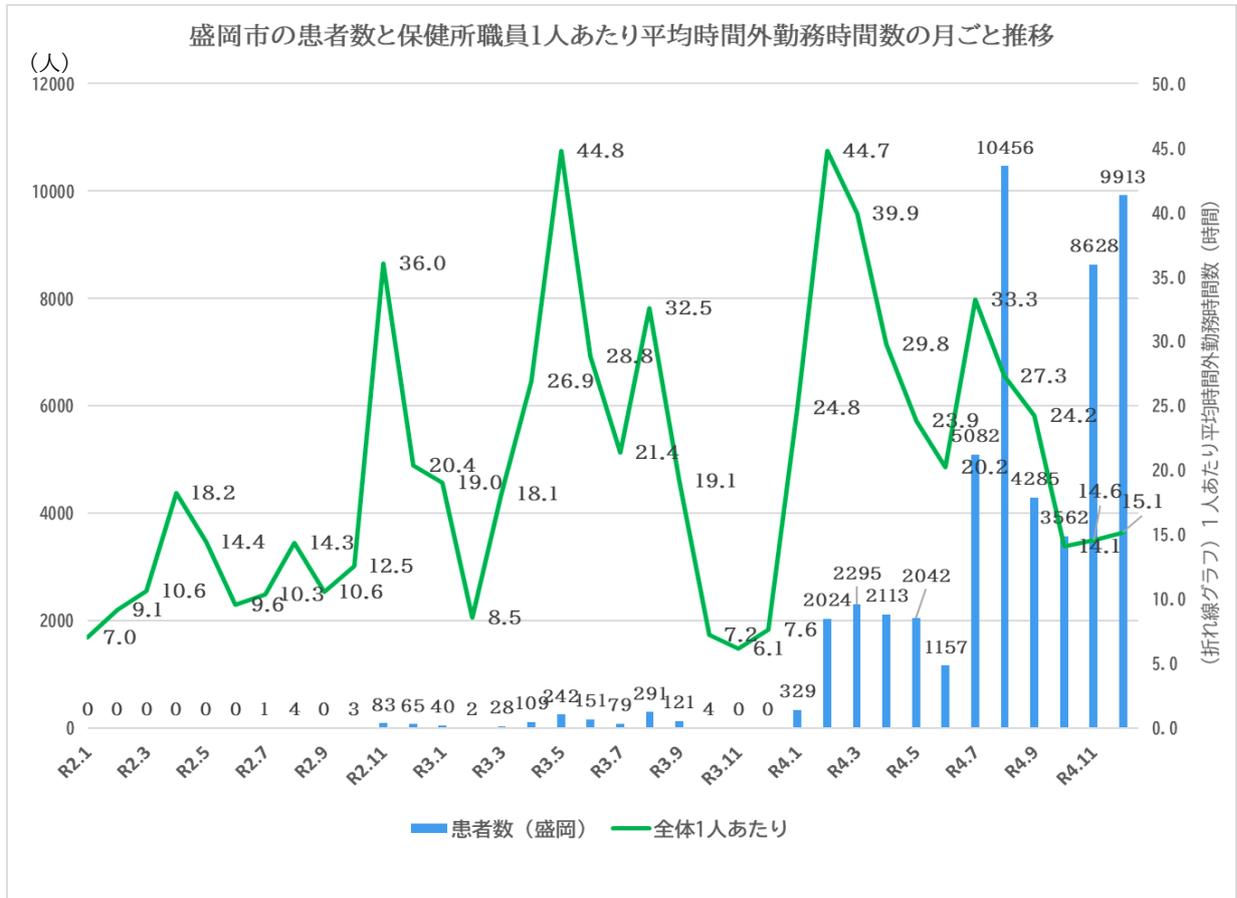
(ii) 第2期：令和4（2022）年1月～令和4年9月 オミクロン株による流行期【第6波～第7波】	
成果と課題	<p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども食堂において、気になる児童について関係機関で情報の共有が難しく、今後の改善点となっている。・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業において、非課税世帯、非課税相当世帯には支給がなされたが、均等割のみ課税されているような、“間”の世帯には支給が行き届かず、不平不満が出ていたことが課題であった。・子育て世帯への臨時特別給付金支給事業において、基準日以降の離婚等によって、実際の養育者へ支給がなされない等のため、制度の見直しが実施期間中にあり、混乱を招いた点が反省点であった。・子育て世帯への生活支援において、児童手当対象の児童しか対象にならず、新生児や高校生が非対象であったため、不平不満が出ていたことが課題であった。 <p>3 経済対策</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・感染拡大により特に大きな影響を受けている中小・小規模事業者等の経済的負担の軽減や事業継続、雇用の維持に繋がった。・市民の消費喚起や利便性向上、新たな需要の取り込み、イベント支援等により、地域経済の活性化や街なかの賑わいが図られた。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・国の臨時交付金を活用しており、追加交付の時期や金額が判明し次第、短期間で事業化・準備・周知する必要があったため、担当課及び受託業者の業務負担が増大した。 <p>4 教育</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・規模を縮小するなどして、体育的行事をはじめとする学校行事等を実施することができた。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・修学旅行について、直前の感染確認による延期・中止に伴うキャンセル料が発生し、予算確保を含めた対応が課題となった。・夏季に行う運動や体育的行事の際のマスク着用について、熱中症対策も必要となる中で、学校現場が混乱するケースが散見された。

(ii)第2期

(ii) 第2期：令和4（2022）年1月～令和4年9月 オミクロン株による流行期【第6波～第7波】	
成果と課題	<p>5 保育</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・様々な取組により、児童福祉施設内の感染拡大を、極力抑えられた。・感染対策を徹底することにより、児童福祉施設等職員の衛生面の意識、対策力や危機管理能力が高まった。・定期 PCR 検査により、児童福祉施設等職員が安心して働くことができた。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・保育の実施については、感染が拡大しても、保育の実施が可能な範囲で施設の開所を継続しなければならなかったため、通常時より、配慮する点が多く、保育をする職員の負担が大きかった点。・抗原検査キットの配備が少ししかできず、保育所等においては、保育を継続するため、抗原検査キットの配備は必須であり、十分な量が確保できないことが課題となった。・医師が診察した際の児童の体調と、その後、登園してきた児童の体調に変化（熱が上がるなど）があった場合、各施設では、医師の指示どおり、そのまま登園させていいか判断することが困難であった。・濃厚接触者となった園児が登園できなくなると、保護者も仕事を休まざるを得ない状況への説明の難しさや、仕事ができないことへの補償について、各施設で対応不可な状況だった。・濃厚接触者の特定する判断基準が、明確ではないため、施設の安全を確保するためには、濃厚接触者となった園児が休むことは必要であったが、判断が難しかった。・職員の休みとなる土日等の感染者等への対応が、交代で行う業務量を超えていたため負担が大きかった。

(ii)第2期

(図1)



(iii)第3期

(iii) 第3期：令和4（2022）年10月～令和5（2023）年5月7日 全数把握の見直し以降【第8波】	
感染状況等	<ul style="list-style-type: none">○市の最大患者数：600人/日（令和4（2022）年12月20日） ○令和4（2022）年11月から12月にかけて高い感染レベルが継続し、300人～400人前後の患者数となる日が継続○10代以下の若い世代とその親世代の30～40台の患者が増加○令和5（2023）年1月からは患者数の緩やかな減少が継続
市の取組	<p>1 感染対策</p> <ul style="list-style-type: none">○かかりつけ医や地域の身近な医療機関で診る体制構築に取り組む<ul style="list-style-type: none">・地域で診る体制づくりのために、医療機関に対してコロナの特性や感染対策、連携の在り方など、コロナ対応に関する研修会、意見交換等を実施・市民へ感染予防と社会経済活動の両立を要請○ありふれた身近になった感染症に応じた組織体制を構築<ul style="list-style-type: none">・応援職員から会計年度任用職員を中心とした体制へ移行・夜間における患者の入院医療機関への移送業務を外部委託・相談窓口、生活支援物資の窓口、宿泊、自宅療養者の管理や健康観察を岩手県が設置した「いわて健康フォローアップセンター」に一元化・高齢者施設や障がい者施設へのクラスター対応については、対応マニュアルを示し、研修会を実施することにより、初期対応の迅速化を図るとともに、施設が自ら対応に取り組むことができるよう助言指導を実施 <p>2 生活支援</p> <ul style="list-style-type: none">○市民の生活を守るための経済的支援<ul style="list-style-type: none">・住民税均等割非課税世帯等に対し、生活と暮らしを支援するため、1世帯当たり5万円の現金を支給・生活困窮世帯に対し、冬季の生活を支える灯油、電気、ガス等のほか、冬季の生活を支える防寒用品や雑貨類等の購入費（1世帯当たり6千円）を助成○まん延防止への取組<ul style="list-style-type: none">・放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館・児童センター等の衛生用品の購入等を支援するため、運営事業者等に支払う委託料等を加算

(iii)第3期

(iii) 第3期：令和4（2022）年10月～令和5（2023）年5月7日 全数把握の見直し以降【第8波】	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○きめ細やかな相談体制<ul style="list-style-type: none">・子ども食堂における支援対象児童等見守り体制強化を図るため、補助を実施○市民の生活を守るための経済的支援<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給・放課後児童クラブに対し、おやつ提供に係る材料費高騰分について委託料を上乗せ加算・原油価格・物価高騰の影響を受けている子育て世帯への生活支援のため、児童一人あたり1万5千円を給付・県のいわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業に、児童一人あたり1万5千円を上乗せ給付、県対象外の児童一人あたりには、市独自に2万5千円を給付○雇用の維持に向けた支援<ul style="list-style-type: none">・離職などの影響を受けているひとり親の就業支援として、市が会計年度任用職員として雇用するとともに、雇用期間中の就職活動を行う時間を提供し、次の安定した就業への移行を支援・新型コロナウイルス感染症への対応最前線において働く児童館職員、母子生活支援施設の職員、地域児童クラブ等の職員の処遇改善のため、給与を3%程度引き上げ <p>3 経済対策</p> <ul style="list-style-type: none">○原油価格・物価高騰と事業の継続への取組<ul style="list-style-type: none">・原油価格や公共料金の値上げの影響を受ける中小企業者や個人事業主へ「もりおか企業エネルギーサポート給付金」を実施・「MORIO ペイ決済還元キャンペーン事業」を実施し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や事業者を支援・公共交通事業者や福祉施設、農家、指定管理者に対する支援事業を実施○社会経済活動の再開、地方活性化への取組<ul style="list-style-type: none">・プレミアム付商品券発行、プレミアム付き応援チケット（モリオ☆エール）等を実施・外出自粛により厳しい状況にある観光事業者に向けた「盛岡の宿

(iii)第3期

(iii) 第3期：令和4（2022）年10月～令和5（2023）年5月7日 全数把握の見直し以降【第8波】	
市の取組	<p>応援割」や、公共交通事業者へ向けた支援金の給付、交通系 IC カードシステム導入補助の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の賑わいと地域経済の回復に向けた芸術文化活動、祭り、イベント開催の支援・無料Wi-Fiスポットの整備やデジタルマップの作成等 <p>4 教育</p> <ul style="list-style-type: none">○学校における感染症対策の徹底と行事等の実施<ul style="list-style-type: none">・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）による感染症対策を実施した上で、段階的に従来の体制で学校行事等を実施 <p>5 保育</p> <ul style="list-style-type: none">○保育所等新型コロナウイルス感染症対策継続支援事業費補助金<ul style="list-style-type: none">・保育所等及び延長保育事業等を実施した施設において新型コロナウイルス感染症の発生を予防するための体制を整備し、かつ、事業の継続を図るため、保育所等及び延長保育事業等を実施する施設において感染予防等事業及び業務継続事業を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付○児童福祉施設等職員向け新型コロナウイルス感染症に係る定期検査事業<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染所の感染拡大防止のため、早期に患者を発見し、施設内での感染拡大を防ぐことを目的とし、施設職員に対し定期的なPCR検査を実施○児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策水栓改修事業補助金<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の発生を予防する体制を整備するため、児童福祉施設等において水栓改修を行う場合に要する経費に対し、補助金を交付○保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業給付金<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を実施する私立保育施設等に対し、補助金を支給

(iii)第3期

(iii) 第3期：令和4（2022）年10月～令和5（2023）年5月7日 全数把握の見直し以降【第8波】	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○副食費物価高騰対策支援金<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍における物価高騰による影響を受ける私立保育所等の副食費について、事業継続に必要となる費用の一部について支援
ワクチン関連	<p>1 ワクチン接種開始</p> <ul style="list-style-type: none">○乳幼児（生後6か月～4歳）（令和4年（2022）11月） <p>2 円滑なワクチン接種への取組</p> <ul style="list-style-type: none">○集団接種（オミクロン株対応）（令和4（2022）年10月～令和5（2023）年3月）：SGプラザ、盛岡タカヤアリーナ、イオンモール盛岡
成果と課題	<p>1 感染対策</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・通常の医療機関や施設等で診られていくことが重要であることを指導、助言することで、患者が発生した高齢者施設141施設で施設内で療養することができた。・応援職員から会計年度任用職員への移行の際、作業マニュアルを活用することや引継ぎに時間をかけるなどして大きな混乱なく業務を進めることができた。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・「5類」への移行に向けて、通常の地域医療体制の中で診られるよう移行していくため、医療機関へ一層の理解と準備を進めていくことを提案していくことが重要である。・今後の感染症等健康危機事案に備えるための保健所の体制整備が必要である。 <p>2 生活支援</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金について、現金を支給したことにより、即効性が高い生活支援となった。・課税情報を利用し給付対象者にプッシュ型で受給に必要な書類（確認書）を送付することで、迅速な支給を行うことができた。・新型コロナの影響を受けた放課後児童クラブの委託料を上乗せ加算することで、運営の継続を支援することができた。・衛生用品の購入費を加算し、十分に衛生用品が配備されるようにしたことで、新型コロナまん延防止を徹底することができた。・子ども食堂と連携し、子どもの見守り体制強化に寄与した。

(iii)第3期

(iii) 第3期：令和4（2022）年10月～令和5（2023）年5月7日 全数把握の見直し以降【第8波】	
成果と課題	<ul style="list-style-type: none">・低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給することで経済的な負担減に寄与した。・放課後児童クラブへおやつ提供に係る材料費高騰分について委託料の上乗せ加算を行い、運営の継続を支援することができた。・ひとり親等の就業支援により、任用者のうち10名の再就職先が決まり相当の成果があった。再就職が決まった者からは、本制度により心に余裕を持ちながら就職活動ができたとの評価を得た。・子育て世帯に対し、経済的な負担減に寄与した。・放課後児童クラブ等職員の処遇改善を行い、運営の継続を支援することができた。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・子ども食堂において、気になる児童について関係機関で情報の共有が難しく、今後の改善点となっている。・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業において、非課税世帯、非課税相当世帯には支給がなされたが、均等割のみ課税されているような、“間”の世帯には支給が行き届かず、不平不満が出ていたことが課題であった。・子育て世帯への臨時特別給付金支給事業において、児童手当対象の児童しか対象にならず、新生児や高校生が非対象であったため、不平不満が出ていたことが課題であった。・県の子育て世帯への臨時特別給付金への上乗せ給付等において、県事業の開始が年度末に近い時期だったため、申請期間が短く、業務量が一時的に膨大となり、時間外勤務が増大したこと、対象者も申請期間が短く不便を強いられたことが課題であった。 <p>3 経済対策</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・感染継続による経営悪化や原油価格・物価高騰により大きな影響を受けている中小・小規模事業者等の経済的負担の軽減や事業継続に繋がった。・市民の消費喚起や利便性向上、新たな需要の取り込み等により、地域経済の活性化が図られた。・「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開に向け、安心・安全を確保するための環境整備が図られた。

(iii)第3期

(iii) 第3期：令和4（2022）年10月～令和5（2023）年5月7日 全数把握の見直し以降【第8波】	
成果と課題	<p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・国の臨時交付金を活用しており、追加交付の時期や金額が判明し次第、短期間で事業化・準備・周知する必要があったため、担当課及び受託業者の業務負担が増大した。 <p>4 教育</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・各学校において、コロナ禍を機会に、学校行事等の実施方法を見直すことができた。・学校行事等に保護者が参加できるようになるなど、感染症対策を講じながら、従来の学校体制に近づけることが出来た。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・コロナ禍を経て、多くの学校で地域との関わりが減少し、従来の運営体制を再構築するのに苦慮した。 <p>5 保育</p> <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・様々な取組により、児童福祉施設内の感染拡大を、極力抑えられた。・感染対策を徹底することにより、児童福祉施設等職員の衛生面の意識、対策力や危機管理能力が高まった。・定期 PCR 検査により、児童福祉施設等職員が安心して働くことができた。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none">・保育の実施については、感染が拡大しても、保育の実施が可能な範囲で施設の開所を継続しなければならなかったため、通常時より、配慮する点が多く、保育をする職員の負担が大きかった点。・抗原検査キットの配備が少ししかできず、保育所等においては、保育を継続するため、抗原検査キットの配備は必須であり、十分な量が確保できないことが課題となった。・医師が診察した際の児童の体調と、その後、登園してきた児童の体調に変化（熱が上がるなど）があった場合、各施設では、医師の指示どおり、そのまま登園させていいか判断することが困難であった。・濃厚接触者となった園児が登園できなくなると、保護者も仕事を休まざるを得ない状況への説明の難しさや、仕事ができないこと

(iii)第3期

(iii) 第3期：令和4（2022）年10月～令和5（2023）年5月7日 全数把握の見直し以降【第8波】	
成果と課題	<p>への補償について、各施設で対応不可な状況であった。</p> <ul style="list-style-type: none">・施設の安全を確保するためには、濃厚接触者となった園児が休むことが必要であったが、濃厚接触者を特定する判断基準が明確ではないため判断が難しかった。・職員の休みとなる土日等の感染者等への対応が、交代で行う業務量を超えていたため負担が大きかった。

(iv)第4期

(iv) 第4期：令和5（2023）年5月8日～（5類移行以降）	
感染状況等	<p>○令和5（2023）年5月8日に、国は新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に位置づけることにより、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とする対応に転換</p> <ul style="list-style-type: none">・医療費の1～3割自己負担、入院医療費や治療薬の費用を段階的に軽減・感染症法に基づく外出自粛要請はせず・幅広い医療機関による自律的な通常対応とし、外来入院問わず原則全ての医療機関で受け入れ・全数把握から<u>定点医療機関</u>からの報告による把握・感染対策は個人の選択を尊重し、自主的な取組がベース <p>○令和5（2023）年第19週（5月8日～14日）の<u>定点当たり報告数</u>は2.82（患者報告数31人）であったが、その後流行が拡大し、令和5年（2023）年第33週（8月14日～20日）に<u>定点当たり報告数</u>は29.27（患者報告数322人）とピークを迎え、その後急激に減少</p> <p>○令和6（2024）年第4週（1月22日～28日）に再びピークとなり、<u>定点当たり報告数</u>は20.09（患者報告数221人）、その後緩やかに減少</p>
市の取組	<p>※令和5（2023）年5月7日に「盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部」は廃止したが、5類へ移行した以降の取り組みについて参考記載する。</p> <p>1 感染対策</p> <ul style="list-style-type: none">○通常の業務体制での対応○新たな感染症（有事に）対応に向けた準備（これまでの振り返りを踏まえ、感染症予防計画や健康危機対処計画等の作成や定期的な訓練等）○情報交換を目的とした、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制に係る連携グループ別連絡会を立ち上げ（盛岡医療圏の病院、医師会、消防、保健所で構成） <p>○成果</p> <ul style="list-style-type: none">・ほとんどの病院が入院、初療を受け入れられる体制ができた。救急医療体制においてもひっ迫することのない体制ができた。

(iv)第4期

(iv) 第4期：令和5（2023）年5月8日～（5類移行以降）	
市の取組	<p>2 生活支援</p> <ul style="list-style-type: none">○市民の生活を守るための経済的支援<ul style="list-style-type: none">・住民税均等割非課税世帯に対し、生活と暮らしを支援するため、1世帯当たり3万円の現金を支給・放課後児童クラブに対し、おやつ提供に係る材料費高騰分について委託料を上乗せ加算○雇用の維持に向けた支援<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症への対応最前線において働く児童館職員、母子生活支援施設の職員、地域児童クラブ等の職員の処遇改善のため、給与を3%程度引き上げ <p>3 経済対策</p> <ul style="list-style-type: none">○原油価格・物価高騰と事業の継続への取組<ul style="list-style-type: none">・プレミアム付商品券の発行や「MORIO ペイ決済還元キャンペーン事業」を実施し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける生活者や事業者を支援・公共交通事業者や運輸事業者への事業継続支援支援、路線バスの運転士確保対策の実施・保育所、児童福祉・介護施設、農家、指定管理者に対する補助の実施・省エネ家電等への買い換え促進支援事業の実施 <p>4 教育</p> <ul style="list-style-type: none">○児童生徒の学校生活の充実に向けた取組<ul style="list-style-type: none">・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）の改定を受け、各学校において感染症対策の見直しを行い、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう積極的な取組を行い、学校行事等は従来の体制で実施することができた。 <p>5 保育</p> <ul style="list-style-type: none">○保育の実施について<ul style="list-style-type: none">・5類移行後も、アルコール消毒や職員のマスクの着用など、できる範囲で感染拡大の防止のための対策は継続
ワクチン関連	<p>1 ワクチン接種開始</p> <ul style="list-style-type: none">○令和5年春開始接種（65歳以上、基礎疾患を有する者、医療従事者等）（令和5（2023）年5月）○令和5年秋開始接種（生後6か月以上）（令和5（2023）年9月）

(iv)第4期

(iv) 第4期：令和5（2023）年5月8日～（5類移行以降）	
ワクチン関連	<p>○令和6年度は予防接種法の定期接種（B類疾病）となり、秋接種開始（予定）（65歳以上、60～64歳で呼吸器等の障害1級）</p> <p>2円滑なワクチン接種への取組</p> <p>○集団接種（令和5（2023）年5月）：SGプラザ</p>